

令和 6 年度

栃木南部農業水利事業

西清水川排水路改修その 9 工事

特 別 仕 様 書  
(当初)

関東農政局栃木南部農業水利事業所

## 第1章 総則

栃木南部農業水利事業西清水川排水路改修その9工事の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」（以下、「共通仕様書」という。）に基づいて実施する。

なお、共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

## 第2章 工事内容

### 1. 目的

本工事は、国営栃木南部土地改良事業計画に基づき、西清水川排水路を改修するものである。

### 2. 工事場所

栃木県小山市下国府塚地内

### 3. 工事概要

本工事の概要は、次のとおりである。

(1) 施工延長  $L=323.600\text{m}$  (No.64～No.70+23.600)

1) 開渠工区間  $L=211.467\text{m}$  (I-2型断面  $B2.3\text{m} \times H2.4\text{m}$ )

2) 国道50号横断工  $L=112.133\text{m}$

#### ①既設水路区間

上流部改修区間： $L=34.000\text{m}$  (トランジション、越流部、接続水路)

既設利用区間： $L=29.000\text{m}$  (既設二連ボックスカルバート)

下流部改修区間： $L=49.133\text{m}$  (トランジション、合流工)

#### ②サイホン区間 (既設水路に並行して新設)

サイホン工区間： $L=41.310\text{m}$

(下水道推進工用鉄筋コンクリート管 (内圧管)  $\phi 2200\text{mm}$  3種 JB継手)

うち、推進延長  $L=35.010\text{m}$

(2) 仮設道路工 1式

(3) 仮廻水路工 1式

(4) 排水処理工 1式

### 4. 工事数量

別紙「工事数量表」のとおりである。

なお、本工事のうち、工事数量表の備考欄に「概」と表示した数量については、設計変更で処理する。

## 第3章 施工条件

## 1. 工程制限

### (1) 工事着手

地権者並びに耕作者等との営農関係により、仮設は令和6年10月16日以降に工事着手することを予定している。また、仮排水路の施工及び掘削、護岸ブロックの取壊しは令和6年10月1日以降でなければ工事着手できない。

## 2. 工事期間中の休業日

工事期間中の休業日としては、雨天・休日等14日/月を見込んでいる。

なお、休業日には、土曜日、日曜日、祝日、夏季休暇、年末年始休暇を含んでいる。

## 3. 施工しない日

原則、土曜日及び日曜日、大型連休、夏期休暇、年末年始休暇。

ただし、週休2日の取得に要する費用の計上の試行工事のうち週休2日の実施を取り組む工事については、提出する実施計画書によるものとする。

なお、冬期間の気象条件等により上記の工事を施工しない日においてやむをえず施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

## 4. 施工しない時期

原則、平日の午後5時から翌日の午前8時まで。

なお、冬期間の気象条件等により上記の工事を施工しない時間帯においてやむをえず施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

## 5. 現場技術員

本工事は、共通仕様書第1編1-1-9に規定している現場技術員を配置する。氏名等については、別に通知する。

## 6. 部分使用

本工事は、排水路改修の施工において、①国道横断部新設推進管施工後の区間(呑口水槽、吐出水槽も含む)を、既設ボックスカルバート上下流取付区間施工時の仮廻し水路として使用、及び、②開水路のブロック積(二次施工)に伴い仮廻し水路を撤去し、一次施工にて施工済みである部分の排水路を使用して、二次施工時の排水(仮廻し水路相当量等)を流下させる計画としている。

施工の進捗により、施工済みである部分の排水路を使用して排水を流下させる場合において、工事引渡し前に工事請負契約書第34条により次について部分使用する場合がある。

### (1) 部分使用範囲

開水路及び国道横断新設呑口水槽から吐出水槽

### (2) 目的

排水路として使用するため

## 7. 工期

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者などの確保が図れるよう余裕期間と実工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期（工事開始日）及び終期を任意に設定できる。なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、別記様式1により、工事の始期及び終期を通知しなければならない。

ただし、受注者は、発注者が本工事の積算上の工期としている500日間よりも短い期間を工期として設定しようとする場合には、落札決定後、速やかに別記様式1と併せて、休日を確保していることや適切な工程による工事であることを説明できる理由書及び工程表を提出しなければならない。

工事の始期までの余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の配置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。

全体工期：契約締結の日から令和8年3月6日（工事完了期限日）まで

※工事完了期限内における工期の変更については、受注者から変更理由が記載された書面での協議を行うこと。

## 8. CORINS への登録

技術者の従事期間は契約（変更の場合は変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。

## 第4章 現場条件

### 1. 土質

本工事の施工場所の土質は、砂質土及び礫質土を想定している。

### 2. 関連工事

本工事に関連する工事として次に示す工事を予定しているので、監督職員及び関連する工事の責任者と十分連絡、協議し工事工程に支障が生じないよう調整しなければならない。

- |                   |      |               |
|-------------------|------|---------------|
| ・赤田堰ゲート設備製作据付工事   | 予定工期 | 令和6年8月～令和7年3月 |
| ・西清水川排水路改修その7工事   | 予定工期 | 令和6年8月～令和7年3月 |
| ・西清水川排水路改修工事（その8） | 予定工期 | 令和6年9月～令和7年3月 |
| ・西清水川排水路改修その8-1工事 | 予定工期 | 令和6年9月～令和7年3月 |

### 3. 第三者に対する措置

(1) 騒音、振動対策

騒音、振動等の対策については、十分に配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。

なお、本工事の構造物取壊しは低騒音・低振動機械工法を予定していないが、地域住民との調整状況により必要な場合は、監督職員と協議するものとする。

(2) 保安対策

1) 本工事に配置する交通誘導警備員は、原則として警備業法に定める警備員（指導教育責任者講習修了、指定講習または、基本教育及び業務別教育を受けた者）であって、交通誘導の専門的な知識・技能を有する者とし、国道 50 号に配置する者は交通誘導警備検定合格者（1 級又は 2 級）でなければならない。

ただし、所轄警察署との打合せの結果、交通誘導警備検定合格者（1 級又は 2 級）以外の配置を求められた場合は、監督職員の指示によるものとする。

2) 交通誘導警備員の配置は、下表のとおりとするが、条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は監督職員と協議するものとする。

| 配置場所                            | 交通誘警備員  | 編成  | 昼夜別 | 交代要員の有無 |
|---------------------------------|---------|-----|-----|---------|
| 国道 50 号（小山行き）<br>（市道 4038 号交差点） | A、2 名/日 | 2 名 | 昼間  | 無       |
| 国道 50 号（岩舟行き）<br>（市道 4038 号交差点） | A、2 名/日 | 2 名 | 昼間  | 無       |
| 小山市道 4508 号<br>（工事用道路左岸及び右岸入口）  | B、1 名/日 | 1 名 | 昼間  | 無       |

(3) 交通対策

国道 50 号からの工事用車両の出入りは、一般車両の通行に支障のないよう十分に安全対策を講じるものとし、国道 50 号からの工事用車両の入退出は、通勤時間帯を避け、一般車両の通行に配慮するものとする。なお、通勤時間帯として午前 9 時まで及び午後 4 時以降を想定しているが、詳細は監督職員と協議するものとする。また、施工中の他、夜間や休工時も含め、歩行者や自転車等が誤って工事用地内に進入することのないよう、段差の解消や誘導灯や照明等による注意喚起を行うなど安全対策を講じることとし、事前に監督職員と協議のうえ施工するものとする。

(4) 防塵対策

本工事の防塵対策は予定していないが、隣接する飲食店や耕作者との調整状況等により農作物等の保護が必要な場合は、監督職員と協議するものとする。

4. 関係機関との調整

(1) 関係者（施設管理者等）との調整は発注者で行うものとする。

ただし、工事の交通規制に伴う任意仮設設備等に関するものは監督職員と打合せのうえ受注者が行わなければならない。

また、推進工及び立坑に係る鋼矢板施工については、発注者が行う国道管理者との施工協議に同行し、施工計画、安全施設計画に係る説明を行うものとする。

(2) 埋蔵文化財包蔵地における掘削及び鋼矢板打設にあたり、担当部局から立会等の指導があった場合、これに応じるものとする。

#### 5. 隣接地に関する措置

本工事の周辺農地では営農が行われているので、営農に支障がないように配慮しなければならない。

#### 6. 防災対策

受注者は気象予報等（河川管理者の情報）を的確に把握するとともに、十分注意して施工するものとし、特に対策を必要とする場合には監督職員と協議するものとする。

### 第5章 指定仮設

#### 1. 工事用道路

##### (1) 工事用進入路、工事用道路等

国道 50 号線及び市道 4508 号線からの現場搬入道路、搬出道路として利用することとし、図面に基づき工事用道路等を設置しなくてはならない。

なお、善良な道路使用にも関わらず路面等の補修が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

#### 2. 建設発生土受入地

(1) 建設発生土受入地は、図面に示す箇所とし、その名称、搬出予定量は次のとおりであるが、条件変更等に伴い変更となる場合には監督職員から指示するものとし、契約変更の対象とする。

| 名 称              | 地 先 名      | 搬出予定量                  | 摘 要           |
|------------------|------------|------------------------|---------------|
| 与良川統合排水機場<br>仮置場 | 栃木県小山市白鳥地内 | 約 815 m <sup>3</sup>   | 土砂（発生土、工事用道路） |
| 栗宮地区             | 栃木県小山市栗宮地内 | 約 6,112 m <sup>3</sup> | 作業残土          |

(2) 本建設発生土受入地への処分方法は、バックホウによる敷き均しを想定としている。

#### 3. 水替工

工事現場内における排水量は、次のとおり想定している。

| 測 点   | 排水区分  | 排水量                                   | 摘要         |
|-------|-------|---------------------------------------|------------|
| 排水路全線 | 作業時排水 | Q <sub>max</sub> = 6m <sup>3</sup> /h | 基礎、積ブロック施工 |
| 発進立坑  | 作業時排水 | Q <sub>max</sub> = 6m <sup>3</sup> /h |            |

なお、施工時の排水量に著しい変更が生じ、これより水替え工法の変更が生じる場合は、排水量等の測定記録を整理し、監督職員と協議するものとする。

#### 4. 仮廻し水路工

本工事で設置を計画する仮廻し水路の仮廻し水量は、 $Q=0.570 \text{ m}^3/\text{s}$  を想定している。同流量については、第7章貸与材料（官貸品）に示す仮廻し水路用資材で仮廻すこととしている。

#### 5. 仮廻し水路工における工程調整

本工事の下流工区となる西清水川排水路改修その7工事、西清水川排水路改修工事（その8）、西清水川排水路改修その8-1工事との仮廻し水路の接続方法等について、監督職員と打ち合わせを行うものとする。

#### 6. 仮締切工

仮締切工の位置、規模、構造は図面のとおりとする。また、施工に当たっては、施工前に機械の配置、敷設、撤去等について計画書を作成し提出するものとする。

設置期間中における仮締切工からの出水や土留工の変位が発生した場合は、調査結果を監督職員に報告するものとする。

#### 7. 土留工

国道50号横断工の推進工における発進立坑、到達立坑については、図面にに基づき土留工を施工するものとする。

打込みは、油圧バイブロハンマー工法（WJ併用）を計画しているが、地質その他施工条件等により、変更する場合は、監督職員と協議するものとする。

また、施工に当たっては、施工前に追加地質調査ボーリングが必要な場合は、監督職員と協議するものとする。

設置期間中における立坑からの出水や土留工の変位が発生した場合は、調査結果を監督職員に報告し、その対応について協議するものとする。

#### 8. 鋼矢板

鋼矢板の打設は油圧バイブロハンマー工法（WJ併用）を想定しており、現況地盤のN値は2～79を想定している。

### 第6章 工事用地等

#### 1. 発注者が確保している用地

発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要な用地（以下、「工事用地等」という。）は、別途監督職員から提示するものとする。

#### 2. 着手前現地状況等の測定記録

工事の着手前に、以下の項目について現地状況等の測定記録（位置・高さ等）を整理し、監督職員へ報告しなければならない。

道路の敷高測定についてはレベルによる直接測定を予定しており、測定の場所、時期、頻度については、監督職員と協議の上、決定するものとする。

- (1) 表土面標高
- (2) 畦畔等の位置、形状
- (3) 既設排水路の位置、形状、基準高、長さ
- (4) 国道 50 号横断推進工施工部の道路敷高

ただし、測定位置については、監督職員と協議の上、決定するものとする。

## 第 7 章 貸与材料（官貸品）

### 1. 貸与材料（官貸品）

仮廻し水路用資材として貸与する材料は、次のとおりである。

| 品名         | 規格        | 単位 | 数量      | 備考     |
|------------|-----------|----|---------|--------|
| 高密度ポリエチレン管 | φ 800, 直管 | m  | 106. 8m | 接続部材除く |
| 高密度ポリエチレン管 | φ 900, 直管 | m  | 181. 8m | 接続部材除く |

2. 引渡し場所 高密度ポリエチレン管：栃木県小山市白鳥地内（施工位置図を参照）
3. 引渡し時期 監督職員と打合せのうえ決定するものとする。
4. 引渡し方法 引渡し及び引渡し場所から工事現場までの運搬は、受注者の責任において行うものとする。
5. 使用後の返却 工事完成時（又は仮廻し水路撤去時）においては、同材料を元の引渡し場所へ返却するものとする。また、その運搬は受注者の責任において行うものとする。

## 第 8 章 工事用電力

本工事に使用する電力設備は、受注者の責任において準備しなければならない。

## 第 9 章 工事用材料

### 1. 規格及び品質

本工事で使用する主要材料の規格および品質は、次のとおりである。

なお、これによりがたい場合は、同等あるいは同等以上の材料を使用するものとし、監督職員の承諾を得るものとする。

- (1) 鋼材  
鉄筋コンクリート用棒鋼 SD295A、SD345
- (2) 目地材  
目地板 エラスチックフィラー t=10mm
- (3) 水膨張性止水版  
貼付タイプ 20mm×10mm

(4) 樹脂類

水抜きパイプ 硬質塩化ビニル管 VP 管 φ 50  
ウィーブホール 塩化ビニル製 逆流防止弁付 φ 75, φ 50  
チーズ管 VP 管 φ 100-75  
塩ビ有孔管 硬質塩化ビニル管 VU 管 φ 100

(5) 石材

砕石 再生クラッシャーラン RC-40  
砕石 単粒度砕石 4 号 30～20mm

(6) コンクリート二次製品

積ブロック A 種 控 35cm (粗面)

(7) コンクリート

コンクリートはレディーミクストコンクリートとし、種類は次のとおりとする。

| 種類           | 呼び強度<br>(N/mm <sup>2</sup> ) | スランプ<br>(cm) | 粗骨材の<br>最大寸法<br>(mm) | 水セメント比<br>W/C(%) | セメントの<br>種類による<br>記号 | 使用目的                                                                                    |
|--------------|------------------------------|--------------|----------------------|------------------|----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 鉄筋<br>コンクリート | 21                           | 12           | 25 又は 20             | 60 以下            | BB                   | 底版コンクリート、上<br>流トランジション工、<br>下流トランジション<br>工、接続水路、接続水<br>路越流部、巻立てコン<br>クリート、呑口水槽、<br>吐口水槽 |
| 無筋<br>コンクリート | 18                           | 8            | 25 又は 20             | 65 以下            | BB                   | 天端、基礎、裏込・均<br>し、調整コンクリー<br>ト、小口止、支圧壁                                                    |

(8) 大型土のう

耐候性大型土のう 丸型 φ 110×110cm

(9) 土木安定シート

t=0.37mm 強度 900N/5cm 以上

(10) 吸出防止材

合織不織布 t=10mm

(11) 遮水シート

軟質塩化ビニル t=0.5mm

(12) 鋼矢板

IV型

(13) 推進管

JSWAS A-2 下水道推進工法用鉄筋コンクリート内圧管 φ 2200 3 種 JB 継手

(14) 薬液注入材

水ガラス系・溶液型、中性・酸性系、無機系硬化剤

## 2. 見本又は資料提出

主要材料及び次に示す工事用材料は、使用前に試験成績書、見本、カタログ等を監督職員に提出して承諾を得なければならない。

なお、これ以外の材料についても監督職員が提出を指示する場合がある。

| 材 料 名   | 提 出 物       |
|---------|-------------|
| コンクリート  | 配合報告書・試験成績書 |
| 鉄筋      | ミルシート       |
| 目地材     | カタログ        |
| 積ブロック   | カタログ・試験成績書  |
| 塩ビ有孔管   | カタログ        |
| ウィープホール | カタログ        |
| 碎石      | 試験成績書       |
| 土木安定シート | カタログ・試験成績書  |
| 大型土のう袋  | カタログ・試験成績書  |
| 推進管     | カタログ・試験成績書  |
| 薬液注入材   | カタログ・試験成績書  |
| 滑材      | カタログ・試験成績書  |
| 裏込材     | カタログ・試験成績書  |
| 作泥材     | 試験成績書       |

## 3. 監督職員の検査又は試験

次に示す工事材料は、使用前に監督職員の検査を受けなければならない。

| 材 料 名 | 検査項目  | 摘 要     |
|-------|-------|---------|
| 積ブロック | 外観、寸法 | 現場搬入時抽出 |
| 推進管   | 外観、寸法 | 現場搬入時抽出 |

## 4. 資材の調達

次の資材については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議するものとする。また、購入費用及び輸送費等に要した費用について、証明書類（実際の取引伝票等）を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。

| 資 材 名    | 規 格            | 調達地域等  |
|----------|----------------|--------|
| 単粒度碎石    | 4号（20～30mm）    | 栃木県内   |
| 仮設材（敷鉄板） | 22×1,524×6,096 | 栃木県下野市 |
| 仮設材（鋼矢板） | Ⅳ型             | 千葉県白井市 |

## 第10章 施工

### 1. 一般事項

#### (1) 基準点

本工事に使用する基準点及び水準点は、別途監督職員が指示するものとする。

#### (2) 検測又は確認（施工段階確認）

1) 本工事の施工段階においては、下表に示すとおり、検測又は確認を受けるものとする。ただし、確認時期・頻度については、監督職員の指示により変更する場合がある。なお、施工段階確認の具体的な実施方法については、施工計画書に記載するものとする。

2) 下表に示す以外の工種は、受注者の自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が提出を指示した場合、これに応じなければならない。

| 工 種                     |         | 確認内容      | 確認時期                   | 備 考                             |
|-------------------------|---------|-----------|------------------------|---------------------------------|
| 掘 削                     |         | 床付け状況、基準高 | 初期床付け完了段階              |                                 |
|                         |         | 地質状況      | 地質変化時                  |                                 |
| 砕石基礎                    |         | 幅、厚さ、高さ   | 初期施工段階で1箇所             |                                 |
| コンクリート基礎                |         | 幅、厚さ、高さ   | 初期施工段階で1箇所             |                                 |
| 鉄筋組立                    |         | かぶり、中心間隔  | 鉄筋組立後                  |                                 |
| 路盤                      |         | 基準高、厚さ、幅  | 初期施工段階で1箇所             |                                 |
| コンクリートブロック積み水路（胴込、裏込含む） |         | 厚さ        | 初期施工段階で1箇所             |                                 |
| 推進管                     |         | 日当たり推進長   | 初期施工段階時1回<br>推進延長中間時1回 |                                 |
| 立坑部薬液注入                 |         | 注入量       | 初期施工時に1回<br>最終施工時に1回   |                                 |
| 作泥材                     |         | 注入量       | 初期施工時に1回<br>最終施工時に1回   |                                 |
| 滑材                      |         | 注入量       | 初期施工時に1回<br>最終施工時に1回   |                                 |
| 裏込材                     |         | 注入量       | 初期施工時に1回<br>最終施工時に1回   |                                 |
| 指<br>定<br>仮<br>設        | 土木安定シート | 延長、幅      | 設置完了時点で1箇所             |                                 |
|                         | 仮設ヤード   | 長さ、幅      | 設置完了時点で1箇所             |                                 |
|                         | 土留工     | 打込長、幅     | 初期打設時で1箇所<br>立坑完了時点    | 初期打設時は、鋼矢板1枚当たり。立坑完了時は発進側、到達側両方 |
|                         | 工事用道路   | 延長、幅      | 設置完了時点で1箇所             |                                 |
|                         | 仮締切工    |           |                        |                                 |

### (3) 中間技術検査

- 1) 発注者から監督職員を通じて、中間技術検査を実施する旨、通知を受けた場合は従わなければならない。
- 2) 中間技術検査を受ける場合、あらかじめ監督職員から指示する出来形図及び出来形数量内訳書を作成し、監督職員へ提出しなければならない。
- 3) 契約図書により義務づけられた工事記録写真、出来形管理資料、出来形図及び工事報告書等の資料を整備し、中間技術検査を命ぜられた職員（以下、「技術検査職員」という。）から提示を求められた場合は従わなければならない。
- 4) 技術検査職員から修補を求められた場合は従わなければならない。
- 5) 中間技術検査及び修補に要する費用は、受注者の負担とする。

### (4) 設計図書等について

本仕様書及び設計図書等に明記なき事項であっても、構造上及び機能上当然具備すべきものについては、監督職員に報告し充足するものとする。

## 2. 再生資源等の利用

### (1) 再生資材の利用

受注者は、次に示す再生資材を利用しなければならない。

| 資 材 名      | 規 格       | 備 考                    |
|------------|-----------|------------------------|
| 再生クラッシャーラン | R C - 4 0 | 使用箇所：構造物基礎材、裏込碎石、工事用道路 |

なお、舗装材に使用する場合等には「舗装再生便覧」（（公社）日本道路協会発行）等を遵守する。

### (2) 建設資材廃棄物等の現場内利用

本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等は、本現場内での利用を検討するものとする。

受注者は、本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等は、その利用方法等について監督職員と協議しなければならない。

なお、分別の徹底及び、適切な保管を行うものとする。

## 3. 建設資材廃棄物等の搬出

### (1) 建設資材廃棄物等の搬出

本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等を本現場内で利用することが困難な場合は、次に示す処理施設へ搬出するものとするが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

| 建設資材廃棄物         | 処理施設名     | 住 所        | 受入時間                | 事業区分   |
|-----------------|-----------|------------|---------------------|--------|
| コンクリート塊<br>(無筋) | トーテツ産業(株) | 小山市栗宮 2555 | 8 : 30 ~<br>17 : 00 | 中間処理施設 |
| 汚泥<br>(推進汚泥)    | 吉澤精機(株)   | 佐野市栄町 13-2 | 8 : 30 ~<br>17 : 00 | 中間処理施設 |

|      |          |                     |                |        |
|------|----------|---------------------|----------------|--------|
| 廃シート | (株)グランエコ | 下都賀郡野木町野木<br>141-11 | 8:30～<br>17:00 | 中間処理施設 |
|------|----------|---------------------|----------------|--------|

#### 4. 特定建設資材の分別解体等

本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。

| 工<br>程<br>ご<br>と<br>の<br>作<br>業<br>内<br>容<br>及<br>び<br>解<br>体<br>方<br>法 | 工 程          | 作業内容              | 分別解体等の方法             |
|-------------------------------------------------------------------------|--------------|-------------------|----------------------|
|                                                                         | ① 仮設         | 仮設工事<br>■有 □無     | □手作業<br>■手作業・機械作業の併用 |
|                                                                         | ② 土工         | 土工事<br>■有 □無      | □手作業<br>■手作業・機械作業の併用 |
|                                                                         | ③ 基礎         | 基礎工事<br>■有 □無     | □手作業<br>■手作業・機械作業の併用 |
|                                                                         | ④ 本体構造       | 本体構造の工事<br>■有 □無  | □手作業<br>■手作業・機械作業の併用 |
|                                                                         | ⑤ 本体付属品      | 本体付属品の工事<br>□有 ■無 | □手作業<br>□手作業・機械作業の併用 |
|                                                                         | ⑥ その他<br>( ) | その他の工事<br>□有 ■無   | □手作業<br>□手作業・機械作業の併用 |

#### 5. 土工

##### (1) 掘削

##### 1) 表土剥

耕地の表土の剥ぎ取り厚さは30cm程度とし、表土の仮置きに当たっては、他の土砂が混入しないようにしなければならない。

なお、表土の剥ぎ取りに先立ち監督職員等の立会を得て、表土の厚さの確認を行い、その結果を監督職員に提出しなければならない。

##### 2) 掘削

① 掘削土の含水比が高いことも想定されるため、仮置き場にて4週間入念に曝気等の措置を講じるものとする。なお、本工事の埋戻及び盛土は、流用土を使用するものとするが、埋戻及び盛土として適さないと想定される場合、判断に必要な各種試験（コーン指数試験等）及び流用土の改良工法について、監督職員と協議のうえ設計変更を行うものとする。

② 掘削土は埋戻及び盛土に流用するもののほか全て第5章2. に示す建設発生土受入地へ搬出することを想定している。

③ 掘削に当たっては、法面の崩落に十分注意して施工しなければならない。

④ 法面の崩落により他の施設に重大な影響が発生又は、そのおそれが認められる場合は、作業を中止して速やかに監督職員と協議しなければならない。

##### (2) 埋戻

## 1) 締固め方法

- ① 積ブロックの法面部における締固め幅 1.0m 未満の埋戻及び盛土は、一層の仕上り厚さが 30cm 程度になるように均等に人力でまき出し、タンパ 60～90kg 級又は振動コンパクタ前進型 90kg 級により、十分に締固めなければならない。
- ② 締固め幅 1.0m 未満の埋戻は、一層の仕上り厚さが 30cm 以下になるように均等に人力でまき出し、振動ローラハンドガイド式 0.8～1.1t 級により、十分に締固めなければならない。
- ③ 締固め幅 1.0m 以上 2.5m 未満の盛土は、一層の仕上り厚さが 30cm 以下になるように均等に人力でまき出し、振動ローラ搭乗式・コンバインド型 3～4t 級により、十分に締固めなければならない。
- ④ 排水路の築堤部における締固め幅 4.0m 以上の盛土は、一層の仕上がり厚さが 30cm 以下になるようブルドーザ 13～16t 級で押土し、タイヤローラ 8～20t 級により、十分に締固めなければならない。
- ⑤ 埋戻及び盛土は、事前に締固め実験を実施し、試験結果に基づき締固め密度 85%以上（規定 JIS A 1210 の A・B 法）となるよう施工しなければならない。
- ⑥ 本工事における埋戻は、流用土を使用するものとするが、埋戻土として適さないと判断した場合、前述（1）2）①と同様、監督職員と協議するものとする。

## 6. 基礎工

### （1）砕石基礎

砕石基礎の締固めは、十分に締固めなければならない。

## 7. 開渠工

### （1）コンクリートブロック積工

コンクリートブロック積の施工上、法高の調整、偶部の取付等で規格のブロックの使用が不適当な場合は、監督職員の承諾を得て、現場打ちコンクリートで施工するものとする。

なお、水抜孔は、硬質ポリ塩化ビニル管を下段は基礎コンクリートより 80cm の高さとしてブロック積施工展開図 2㎡に 1 箇所割合で設置しなければならない。

## 8. 推進工

### （1）推進工法

推進工法については、次表の工法により計画しており、他の工法を採用する場合は監督職員と協議するものとする。

| 場 所        | 工 法     | 備 考         |
|------------|---------|-------------|
| 国道 50 号横断工 | 泥水式推進工法 | 土質：砂質土及び礫質土 |

※土質は推進工法用設計積算要領によるものである。

### （2）仮設備

- 1) 推進工の支圧壁は図面に示すとおりであり、最大推定推進抵抗値は、以下のとお

りである。

支圧壁 5,816 kN

- 2) 立坑等の仮設備は全て撤去するものとする。ただし、立坑鏡切り下部の土留鋼矢板について、撤去が困難な場合においては埋殺しを行うものとし、事前に監督職員と協議を行わなければならない。

(3) 推進作業

- 1) 泥水式推進工に当たっては、切羽の水圧、送泥水量、推進機の推進方法及び推進速度等について綿密な計画を立て、入念な施工管理を行い、土質の変化に対応した施工をしなければならない。
- 2) 送泥水（作泥材）の配合は次表を標準とするが、他の材料又は配合とする場合及び注入力を変更する場合は監督職員の承諾を得るものとする。

【初期配合量】

| 種 目 | 粘 土     | ベントナイト  | CMC   | 水                 | 備 考                  |
|-----|---------|---------|-------|-------------------|----------------------|
| 泥水式 | 300.0kg | 50.0 kg | 1.0kg | 0.9m <sup>3</sup> | 1 m <sup>3</sup> 当たり |

【補給配合量】

| 種 目 | 粘 土     | CMC     | PAC   | 水                  | 備 考    |
|-----|---------|---------|-------|--------------------|--------|
| 泥水式 | 919.0kg | 1.26 kg | 8.4kg | 0.92m <sup>3</sup> | 1 本当たり |

- 3) 滑材の規格及び注入力は次表を標準とするが、他の材料又は配合とする場合及び注入力を変更する場合は監督職員の承諾を得るものとする。

なお、地下水による滑材の希釈・流亡等に起因し、次表の注入力を入力しても、推進抵抗値が想定を上回る場合は、滑材の配合、種類について監督職員と協議のうえ、変更できるものとする。

| 種 目   | 滑材                |
|-------|-------------------|
| 規 格   | 混合型（標準），1 液型      |
| 注 入 量 | 推進延長 1 m 当たり 246ℓ |

また、上記の注入力圧は 0.2MPa 以下とする。

- 4) 推進工の実施期間中、国道 50 号の地表面の地盤変位を把握するため地盤高の測定を行うものとし、事前に計画書を作成のうえ、監督職員へ提出すること。
- 5) 裏込材の配合及び注入力は次表を標準とするが、他の材料又は配合とする場合及び注入力を変更する場合は監督職員の承諾を得るものとする。

| 種 目 | セメント       | フライアッシュ  | ベントナイト    | 分散材     | 目詰材     | 水                   | 備 考        |
|-----|------------|----------|-----------|---------|---------|---------------------|------------|
| 配 合 | 123.000 kg | 61.500kg | 24.600 kg | 0.984kg | 1.230kg | 0.172m <sup>3</sup> | 1 m当<br>たり |
| 注入量 | 246L/m     |          |           |         |         |                     |            |

(4) 薬液注入工

- 1) 薬液の配合は原則として標準配合とするが、施工前に配合設計を提出し、監督職員の承諾を得なければならない。
- 2) 薬液の注入範囲は図面に示すとおりとし、注入方法は二重管ストレーナー工法とする。

| 施 工 箇 所 | 材 料 種 類                  | 削孔間隔      | 削孔総延長   | 削孔本数 | 総注入量    |
|---------|--------------------------|-----------|---------|------|---------|
| 発進立坑    | 溶液型、無機、<br>瞬結(一次)、瞬結(二次) | 図示<br>による | 192.28m | 22 本 | 42,724L |
| 到達立坑    |                          |           | 191.18m | 22 本 | 42,944L |

土質別注入率：粘性土 30%以上、砂質土 35%以上、砂礫土 35%以上

- 3) 本工事に先だって現場注入試験を行うものとするが、詳細については、監督職員の承諾を得るものとする。現場注入試験完了後に行う改良効果の判定に係る試験項目については、別途監督職員と協議を行うものとする。
- 4) 施工に当たっては、その位置を事前に仮杭等で指示し、水平及び垂直方向に誤差の生じないようにするものとする。
- 5) 注入
  - ① 注入管の配置は、施工計画に基づき所定の位置および深度を保つよう孔毎にチェックを行うものとし、所定位置の削孔が妨げられる場合は監督職員と協議するものとする。
  - ② 地盤の隆起や構造物等に異常が生じた場合は、直ちに注入を中止し、監督職員と協議を行い適切な対策を講じるものとする。
  - ③ 注入中の圧力及び流量は、自記記録計を用いて常時記録して注入管理を行うものとする。また、使用薬液量が設計数量と注入実績で大幅な差異が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- 6) ゲルタイム
 

注入材の調合に当たっては、水の温度、水質を考慮して適正なゲルタイムを保つように監視するものとする。
- 7) 削孔
 

工事に必要な削孔は、ボーリングマシンにて施工し、必要以上に地盤を乱すような削孔方式をとってはならない。
- 8) 処理長さの管理は、自記記録計によることとするが、攪拌ロッドにマーキングし目視においても確認できるようにしなければならない。
- 9) 水質監視
  - ① 薬液注入に係る水質検査は、観測井については、監督職員が契約変更の対象とする。
  - ② 排水調査の採水時期及び検査項目は次表のとおりとする。

| 採水時期  |       | 水素イオン濃度<br>(pH 値) | 化学的酸素要求量 |
|-------|-------|-------------------|----------|
| 作業着手前 |       | ○                 | ○        |
| 作業中   | 毎日    | ○                 | —        |
|       | 1 週間毎 | —                 | ○        |

|       |         |   |   |
|-------|---------|---|---|
| 作業終了後 | 直後      | ○ | ○ |
|       | 1 週間経過後 | ○ | ○ |
|       | 2 週間経過後 | ○ | ○ |
|       | 1 箇月経過後 | ○ | ○ |
|       | 工事完了時   | ○ | ○ |

## 9. 附帯工

### (1) 防護柵、U型側溝及び暗渠水路

歩道防護柵、U型側溝及び暗渠水路の撤去・復旧は、図面に示す区間について施工するが、現地に合致しない場合及び復旧時の既設再利用が不可能な場合は、監督職員と協議するものとする。

## 10. 耕地復旧

用地の原形復旧は、次により行わなければならない。

なお、仮置きした表土は耕地の借地部が沈下した場合及び畦畔復旧に使用するものとし、表土の補充が必要になった場合は監督職員と協議するものとする。

### (1) 水田部

土木安定シートの撤去は、土木安定シートの取り残しや碎石等が耕土に混入しないよう人力で撤去しなければならない。

土木安定シートを撤去した後に農用トラクタ等で、2回掛けの耕起を行い、均平に仕上げなければならない。

なお、畦畔等を掘削した土砂に礫等が混入していた場合は、復旧の材料としての使用可否について監督職員と協議するものとする。

### (2) 畦畔

図面に基づき畦畔を復旧するものとする。

### (3) 排水管復旧

耕作地からの排水管及び水閘については図面に基づき復旧するが、第6章2によりがたい場合は監督職員と協議するものとする。

## 11. 既設構造物撤去工

(1) 工事施工上支障となる既設構造物は、事前に構造、寸法、数量を監督職員に報告のうえ撤去するものとする。

(2) 既設構造物撤去数量については、撤去前に現地にて計測確認を行い、差異が生じた場合は監督職員と協議するものとする。

## 第11章 施工管理

### 1. 主任技術者等の資格

主任技術者又は監理技術者は、共通仕様書第1編1-1-10に規定する1級土木施

工管理技士又はこれと同等以上の資格を有するものでなければならない。

## 2. 施工管理の追加項目

本工事の施工管理については、農林水産省農村振興局制定「土木工事施工管理基準（以下、「施工管理基準」という。）」によるものとするが、細部については監督職員と打合せのうえ実施するものとする。なお、施工管理基準に定めのない追加の項目とその管理基準等は次によらなければならない。

### 1) 推進管布設工

#### ①直接測定による出来形管理

施工管理基準に準じるものとする。

#### ②撮影記録による出来形管理

管の布設に関する項目は施工管理基準に準じるものとする。

### 2) 裏込注土工

#### ①直接測定による品質管理

発進立坑、到達立坑ともに、確認孔から吹き出した時点を充填完了とし、設計値以上を注入したことを確認する。

#### ②施工中の品質管理(圧力管理)

施工中の記録を提出するものとし、いずれも設定値以下とする。

### 3) 薬液注土工

#### ①直接測定による出来高管理

発進立坑、到達立坑ともに、削孔総延長、本数、総注入量を記録し、所要の注入量が確保できたことを確認する。

#### ②施工中の品質管理(圧力管理)

施工中の記録を提出するものとし、いずれも設定値以下とする。

### 4) 構造物の品質管理調査

本工事で施工するコンクリート構造物については、土木構造物の品質を確保するため、テストハンマーによる強度推定調査及び、ひび割れ発生状況調査を行い、監督職員に報告しなければならない。

#### ①対象施設は以下のとおりとする。

呑口水槽、吐口水槽、合流工、下流トランジション、接続水路、越流部、上流トランジション

#### ②強度推定調査の方法は次によるものとする。

i) 調査頻度は、鉄筋コンクリート擁壁及びカルバート類については目地間、その他の構造物については同一強度ブロックを1構造物の単位として、各単位につき3箇所の調査を実施し、所定の強度が確保できているか確認しなければならない。

なお、受注者は事前に調査計画書を作成し、監督職員の承諾を得なければならない。

ii) 調査の結果、所定の強度が得られない場合には、その原因を追及するとともに、その箇所の周辺において再調査を5箇所実施し、結果を監督職員に報告しなければ

ばならない。

iii)測定方法は「硬化コンクリートのテストハンマー強度の試験方法(JSCE-G 504)」により実施するものとする。

iv)測定結果によっては、コアを採取し圧縮強度試験を行なうこともある。

v)実施時期、位置などの詳細については、監督職員と打合せを行うものとする。  
なお、調査票については別途指示するものとする。

③ひび割れ発生状況調査は、次により実施しなければならない。

i)構造物完成後、0.2mm以上のひび割れ幅について、別途指示する調査票により展開図を作成し、展開図に対応する写真についても添付しなければならない。

なお、調査の結果、有害と思われるひび割れについては、その原因を追及するとともに、対処方法について監督職員と協議するものとする。

ii)調査票の記入方法等の詳細については、監督職員の指示によるものとする。なお、調査票は完成検査時に提出しなければならない。

### 3. 工事写真における黑板情報の電子化について

黑板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黑板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得たうえで黑板情報の電子化を行うことができる。黑板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の(1)から(4)によりこれを実施するものとする。

#### (1) 使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黑板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等(以下、「機器等」という。)は、「土木工事施工管理基準 別表第2 撮影記録による出来形管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載する基準を用いた信憑性確認機能(改ざん検知機能)を有するものを使用するものとする。

#### (2) 機器等の導入

- 1) 黑板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。
- 2) 受注者は、黑板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

#### (3) 黑板情報の電子的記入に関する取扱い

- 1) 受注者は、(1)の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黑板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。
- 2) 本工事の工事写真の取扱いは、「土木工事施工管理基準 別表第2 撮影記録による出来形管理」及び「電子化写真データの作成要領(案)」によるものとする。なお、上記1)に示す黑板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領(案) 6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。

3) 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

(4) 写真の納品

受注者は、(3) に示す黒板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。

なお、受注者は納品時に URL ([http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index\\_digital.html](http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html)) のチェックシステム (信憑性チェックツール) 又はチェックシステム (信憑性チェックツール) を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

(5) 費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。

#### 4. 工事現場等における遠隔確認について

- (1) 本工事は、施工段階確認、材料検査、立会等による確認を受注者が動画撮影用カメラにより撮影した映像と音声を監督職員等に同時配信し、双方向通信により会話をしながら監督職員等がモニター上で工事現場等の確認 (以下「遠隔確認」という) を行う工事である。
- (2) 遠隔確認の活用は、別添の「工事現場等における遠隔確認に関する実施要領」によるものとする。
- (3) 農林水産省が推奨する Web 会議システムは、Microsoft Teams である。
- (4) 通信環境が整わない現場や遠隔確認が非効率となる場合も想定されることから、受発注者の協議により遠隔確認の適用・不適用を決定するものとする。

### 第 12 章 設計変更等の業務

受注者は、設計変更の必要が生じ、契約変更に必要な測量設計図書の作成を監督職員から指示された場合は、それに応ずるものとする。

なお、その経費については別途協議の上、設計変更に計上するものとする。

### 第 13 章 天災その他不可抗力

天災その他の不可抗力による損害は、請負契約書第 30 条によるものとする。なお、本工事における仮排水路の計画流量は第 5 章 4. に示すとおりであり、受注者の善良な管理のもとにおいて、これを超える洪水により被害が生じた場合のみ、その損害額の負担については、発注者と受注者の協議によって定めるものとする。

### 第 14 章 条件変更の補足説明

本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは、設計図書等示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。

なお、軽微な変更については、両者協議のうえ契約変更の対象としない場合がある。

- (1) 第2章4に示す工事数量に変更が生じた場合
- (2) 第4章1に示す土質に変更が生じた場合
- (3) 排水量に著しい変更が生じ、これにより水替え工法の変更が生じた場合
- (4) 騒音・振動調査等の対策の必要が生じた場合
- (5) 濁水処理が必要になった場合
- (6) 地下埋設物（埋蔵文化財含む）の出現により処理の必要が生じた場合
- (7) 産業廃棄物の種類、処理量に変更、追加が生じた場合
- (8) 公共事業労務費調査が生じた場合
- (9) 歩掛調査等が生じた場合
- (10) 第三者との協議結果により変更が生じた場合
- (11) 施工方法等が変更となった場合
- (12) 指定仮設に変更が生じた場合
- (13) 交通保安対策の員数に変更が生じた場合
- (14) 既設構造物の保護対策等の必要が生じた場合
- (15) 関係機関との調整により施工条件、施工方法等に変更又は追加が生じた場合
- (16) 現地精査の結果、設計図書に著しい変更が生じた場合
- (17) 仮設資材の市場性等によりリースから購入扱いになる変更が生じた場合
- (18) 第5章指定仮設4. 仮廻し水路工における工程調整に示す下流工区との調整において、仮廻し水路工の接続方法に変更が生じた場合。
- (19) 第5章指定仮設4. 仮廻し水路工に示す仮廻し水量に変更が生じた場合
- (20) 第5章指定仮設7. 土留工に示す地質調査ボーリングが必要となった場合
- (21) 上記(19)の仮廻し水量に変更が生じ、第7章貸与材料（官貸品）に示す仮廻し水路用資材に変更が生じた場合
- (22) 国道50号横断の道路敷高の測定方法に変更が生じた場合
- (23) 第5章2. に示す建設発生土受入地に変更が生じた場合
- (24) その他監督職員が必要と認めたもの

## 第15章 その他

### 1. 契約後VE提案

#### (1) 定義

「VE提案」とは、工事請負契約書第19条の2の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等の低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。

(2) VE 提案の意義及び範囲

- 1) VE 提案の範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。
- 2) ただし、次の提案は、VE 提案の範囲に含めないものとする。
  - ① 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案
  - ② 工事請負契約書第 18 条（条件変更等）に基づき条件変更が確認された後の提案
  - ③ 競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案

(3) VE 提案書の提出

- 1) 受注者は、(2) の VE 提案を行う場合、次に掲げる事項を VE 提案書（共通仕様書様式 6-1～4）に記載し、発注者に提案しなければならない。
  - ① 設計図書に定める内容と VE 提案の内容の対比及び提案理由
  - ② VE 提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）
  - ③ VE 提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠
  - ④ 発注者が別途発注する関連工事との関係
  - ⑤ 工業所有権を含む VE 提案である場合、その取扱いに関する事項
  - ⑥ その他 VE 提案が採用された場合に留意すべき事項
- 2) 発注者は、提出された VE 提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。
- 3) 受注者は、VE 提案を契約締結の日より、当該 VE 提案に係る部分の施工に着手する日の 35 日前までに、発注者に提出できるものとする。
- 4) VE 提案の提出費用は、受注者の負担とする。

(4) VE 提案の適否等

- 1) 発注者は、VE 提案の採否について、原則として、VE 提案を受領した日の翌日から 14 日以内に書面（共通仕様書 様式 6-5）により通知するものとする。ただし、その期間内に通知できないやむをえない理由があるときは、受注者の同意を得たうえでこの期間を延長することができるものとする。また、VE 提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。
- 2) VE 提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性を評価する。
- 3) 発注者は、VE 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 19 条の 2（設計図書の変更に係る受注者の提案）の規定に基づくものとする。
- 4) 発注者は、VE 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 25 条（請負代金額の変更方法等）の規定により請負代金の変更を行うものとする。
- 5) 前項の変更を行う場合においては、VE 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の 10 分の 5 に相当する金額（以下、「VE 管理費」という。）を削減しないものとする。

6) V E 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合において、発注者が V E 提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。

7) 発注者は、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第 25 条（請負代金額の変更方法等）第 1 項の規定に基づき、請負代金の変更を行うものとする。V E 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合の前記 5) の V E 管理費については、変更しないものとする。

ただし、双方の責に帰することができない理由（不可抗力、予測不可能な事由等）により工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

#### (5) V E 提案書の使用

発注者は、V E 提案を採用した場合、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事においてその内容が無償で使用する権利を有するものとする。

#### (6) 責任の所在

発注者が V E 提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、V E 提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。

### 2. 電子納品

工事完成図書を、共通仕様書第 1 編 1-1-37 に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- ・ 工事完成図書の電子媒体 CD-R、DVD-R 又は BD-R) 正副 2 部

### 3. 配置予定監理技術者等の専任期間

請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。

また、現場への専任の期間については、契約工期が基本となるが、契約工期内であっても、工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く）事務手続き、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。

なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「合格通知書」における日付）とする。

### 4. ワンデーレスポンス実施に関する事項

「ワンデーレスポンス」とは、監督職員が受注者からの協議等に対する指示、通知を原則「その日のうち」に回答する対応である。ただし、「その日のうち」の回答が困難

な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答日を通知するなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることである。

なお、「その日のうち」とは午前に協議等が行われたものは、その日のうちに回答することを原則とし、午後に協議等行われたものは、翌日中に回答するものとする。ただし、原則として閉庁日を除く。

#### 5. 地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更について

- (1) 本工事は、「共通仮設費(率分)のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す経費(以下「実績変更対象費」という。)については、工事実施にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じることが考えられる。契約締結後、受注者の責によらない地元調整等により施工計画に変更が生じ、積算基準の金額想定では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。

営繕費:労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費:募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

- (2) 発注者は、契約締結後、受注者から請負代金内訳書の提出があった場合共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象費の割合(以下「割合」という。)を提示する。
- (3) 受注者は、(2)により発注者から示された割合を参考にして、発注者が別に示す実績変更対象経費に係る費用の内訳を記載した実績変更対象経費に関する実施計画書(以下「計画書」という。)を作成し、監督職員に提出するものとする。
- (4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する変更実施計画書(以下「変更計画書」という。)を作成するとともに、変更計画書に記載した計上額が証明できる書類(領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書)を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「土地改良事業等請負工事積算基準に基づき算出した額」から「計画書に記載された共通仮設費(率分)と現場管理費の合計額」を差し引いた後「(4)の証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。
- (7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

#### 6. 工事の施工効率向上対策

受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」(農水省 WEB サイト)を十分に理解のうえ、対応するものとする。

- (1) 工事円滑化会議(施工条件確認会議)

工事契約後に、円滑な工事着手が図れるよう事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）及び監督員が、現場代理人、受注会社幹部に設計の考え方等を説明し、共有を図るものとする。なお、開催日程、出席者、課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

（２）工事円滑化会議（工程確認会議）

工事着手時および新工種発生時等において、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が、施工計画、工事工程等について確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

（３）設計変更確認会議

工事完成前に、設計変更手続きや工事検査が円滑に行われるよう、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が工期、設計変更内容、技術提案の履行状況等について、高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員と協議し定めるものとする。

（４）対策検討会議

工事実施中において、自然的又は人為的な要因等により、工事の工期、設計及び施工等に大きな影響をもたらす重大な事象が発生した際に、調査設計段階の検討内容を含めた技術的課題等の迅速な解決に向けて、現場代理人・受注会社幹部並びに各地方農政局地方参事官（議長）・関係課職員、事業所長、次長、総括監督員、主任監督員、監督員が対応方針の協議・確認を行う対策検討会議を開催することができるものとする。なお、対策検討会議は、現場代理人又は監督職員が工事円滑化会議等において協議の上開催する。

（５）建設コンサルタントの出席

上記（１）、（２）、（３）及び（４）の会議に必要な応じて建設コンサルタントを出席させる場合は、必要経費を積算し、別途契約により対応するものとする。

なお、工事受注者の同会議出席に要する経費については、当該工事の現場管理費の中の通信交通費に含まれるものと考えており、開催回数に関わらず変更契約の対象としない。

（６）工事円滑化会議、設計変更確認会議において確認した事項については、打合せ記録簿（共通仕様書 様式-42）に記録し、相互に確認するものとする。

7. 技術提案の履行

技術提案を行った工事についてはその提案内容の履行について、下記の段階で監督職員と打合せを行い、履行を徹底するものとする。

（１）施工計画書提出段階

施工計画書提出段階には技術提案の内容を施工計画書に確実に記載し、契約の位置づけを明確にする。

ただし、提出する該当工事の技術提案書そのものを施工計画書に添付してはならない。

なお、現場条件等によって、技術提案の内容を履行することにより所定の品質確保が困難になる内容または、対外協議、交渉等受注者の責によらず履行ができない項目については事実が判明した時点で速やかに、監督職員と協議するものとする。

また、各技術提案における確認の方法は、施工計画書作成段階に監督職員と打合せを行い、施工計画書に記載するものとする。

## (2) 工事実施段階

施工計画書に記載した技術提案（施工計画）の項目で、検査時に確認ができない提案内容については、原則、現地で監督職員の確認を受けるものとし、履行範囲がすべて確認できるよう記録を残すものとする。

## (3) 工事完成検査段階

工事完成検査時においては、技術提案（施工計画）の履行状況が確認できる資料及び技術提案チェックリストを作成するとともに、検査職員に履行の確認を受けるものとする。

# 8. 現場環境の改善の試行

本工事は、だれでも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

## (1) 内容

受注者は、現場に以下のア～サの仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

ただし、シ～チについては、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須ではない。

### 【快適トイレに求める機能】

- ア 様式（洋風）便器
- イ 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- ウ 臭い逆流防止機能
- エ 容易に開かない施錠機能
- オ 照明設備
- カ 衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚等（耐荷重を 5kg 以上とする）

### 【付属品として備えるもの】

- キ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ク 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- ケ サニタリーボックス
- コ 鍵と手洗器
- サ 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- シ 便房内寸法 900×900mm 以上（面積ではない）
- ス 擬音装置（機能を含む）
- セ 着替え台
- ソ 臭気対策機能の多重化
- タ 室内温度の調整が可能な設備
- チ 小物置き場（トイレトペーパー予備置き場等）

（２）快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記（１）の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】ア～カ及び【付属品として備えるもの】キ～チの費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000 円／基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各 1 基ずつ 2 基／工事（施工箇所）までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2 基／工事より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。

（３）快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本項の対象外とする。

（４）監督職員と事前に協議を行わずに快適トイレを設置した場合や、必要書類を期日までに提出しない場合等は、変更の対象としない場合がある。

９．現場環境改善費

（１）現場環境改善費の内容は以下のとおりとし、原則として計上項目のそれぞれから 1 内容以上選択し合計 5 つの内容を実施することとする。ただし、地域の状況・工事内容により組合せ、実施項目数及び実施内容を変更しても良い。詳細については、監督職員と協議実施する。なお、内容に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

（２）以下に示す内容において、受注者は、具体的な実施内容、実施期間を施工計画書に含めて監督職員に提出するものとする。

（３）受注者は、工事完成時に現場環境改善費の実施状況が分かる写真を監督職員に提出するものとする。

| 計上項目  | 実施する内容（率計上分）                                                   |
|-------|----------------------------------------------------------------|
| 仮設備関係 | ①用水・電力等の供給設備<br>②緑化・花壇<br>③ライトアップ施設<br>④見学路及び椅子の設置<br>⑤昇降設備の充実 |

|      |                                                                                                                                                                         |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|      | ⑥環境負荷の低減                                                                                                                                                                |
| 営繕関係 | ①現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む）<br>②労働宿舍の快適化<br>③デザインボックス（交通誘導警備員待機室）<br>④現場休憩所の快適化<br>⑤健康関連設備及び厚生施設の充実等                                                                       |
| 安全関係 | ①工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等）<br>②盗難防止対策（警報器等）<br>③避暑（熱中症予防）・防寒対策                                                                                                       |
| 地域連携 | ①地域対策費（農家との調整、地域行事等の経費を含む）<br>②完成予想図<br>③工法説明図<br>④工事工程表<br>⑤デザイン工事看板（各工事 PR 看板含む）<br>⑥見学会等の開催（イベント等の実施含む）<br>⑦見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営<br>⑧パンフレット・工法説明・ビデオ<br>⑨社会貢献 |

#### 10. 週休2日による施工

- (1) 本工事は、週休2日に取り組むことを前提として、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週休2日による施工を行わなければならない。

なお、受注者の責によらない現場条件・気象条件等により週休2日相当の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。

- (2) 「週休2日」とは、対象期間を通じた現場閉所の日数が、4週8休以上となることをいい、対象期間内の現場閉所日数の割合が28.5%（8日／28日）以上の水準を達する状態をいう。

なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。

- 1) 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏期休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。
- 2) 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。
- 3) 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるもの

とする。

(3) 週休2日（4週8休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。

- 1) 受注者は、契約後、週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。
- 2) 受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。なお、週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。
- 3) 監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。
- 4) 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記2)の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。
- 5) 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。

(4) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。

(5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正する。

1) 補正係数

|           | 4週8休以上<br>現場閉所率 28.5%<br>(8日/28日) 以上 |
|-----------|--------------------------------------|
| 労務費       | 1.02                                 |
| 機械経費（賃料）  | 1.02                                 |
| 共通仮設費（率分） | 1.02                                 |
| 現場管理費（率分） | 1.05                                 |

2) 補正方法

当初積算において4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。なお、発注者は、工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき上記1)に示す補正係数による補正を行わずに減額変更する。また、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「地方農政局工事成績等評定実施要領（模範例）の制定について」（平成15年2月19日付け14地第759号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。）別紙8（事業（務）所長用）に示す「7. 法令遵守等」において、点数10点を減ずるものとする。

(6) 週休2日の確保に取り組む工事において、市場単価方式・土木工事標準単価による積算に当たっては、現場閉所状況に応じて、以下のとおり補正する。

| 名称           | 区分 | 補正係数   |
|--------------|----|--------|
|              |    | 4週8休以上 |
| 鉄筋工          |    | 1.02   |
| 道路付属物設置工     | 設置 | 1.01   |
|              | 撤去 | 1.02   |
| コンクリートブロック積み |    | 1.02   |
| 構造物とりこわし工    | 機械 | 1.02   |

#### 11. 週休2日制の促進

(1) 本工事は、週休2日制を促進するため、現場閉所状況に応じて工事成績要領に基づく工事成績評定において加点評価を行うとともに、週休2日制工事の促進における履行実績取組証明書（以下「履行実績取組証明書」という。）の発行を行う工事である。

(2) 発注者は、現場閉所状況が月単位で4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日/28日）以上）と確認した場合は、工事成績評定において加点評価するものとする。ただし、工事成績評定の合計は100点を超えないものとする。また、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、工事成績評定の点数を10点減ずることとする。なお、加点評価に当たっては、以下のとおりとする。

1) 他の模範となるような受注企業の働き方改革に係る取組を本工事において実施した場合は、工事成績要領別紙5に示す「4. 創意工夫」に、次の評価項目を追加した上で最大2点を加点評価する。なお、複数事項への取組や実施状況の内容に応じて1点、2点で評価する。

##### ○監督職員用

###### 【働き方改革】

- ☐ 月単位の週休2日（4週8休以上）の確保に向けた企業の取組が図られている。  
☐ 若手や女性技術者の登用など、担い手の確保に向けた取組が図られている。

2) 現場閉所による月単位の週休2日相当（4週8休以上）が達成した場合は、工事成績要領別紙3-1に示す「2. 施工状況（Ⅱ工程管理）」に、次の2つの評価項目を追加し、両方で加点評価する。ただし、月単位の週休2日に満たない（休日率4週6休以上）場合は、「休日の確保を行った。」のみを評価する。

##### ○監督職員用

- ☐ 休日の確保を行った。  
☐ その他[理由：現場閉所による月単位の週休2日（4週8休以上）の確保を行った。]

##### ○事業（務）所長用

- ☐ 工程管理に係る積極的な取組が見られた。  
☐ その他[理由：現場閉所により月単位の週休2日（4週8休以上）の確保に取り組んだ。]

3) 現場閉所による週休2日相当（4週8休以上）が達成したことに加え、対象期間

内の全ての土曜及び日曜日に現場閉所を行った場合は、工事成績要領別紙 8 に示す「7. 法令遵守等」に次の評価項目を追加した上で 1 点を加点評価する。

○事業（務）所長用

☐ その他[理由：現場閉所による週休 2 日（4 週 8 休以上）の確保を行ったとともに全ての土曜及び日曜日に現場閉所を行った。]

- (3) 監督職員は、受注者からの報告により現場閉所状況が 4 週 8 休以上（現場閉所率 28.5%(8 日/28 日) 以上）と確認した場合は、履行実績取組証明書を発行するものとする。

12. 熱中症対策に資する現場管理費の補正

- (1) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。
- (2) 用語の具体的な内容は次のとおりである。

ア 真夏日

日最高気温が 30℃ 以上の日をいう。

イ 工期

準備・後片付け期間を含めた工期をいう。なお、年末年始休暇分として 12 月 29 日から 1 月 3 日までの 6 日間、8 月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

ウ 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\text{真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日} \div \text{工期}$$

- (3) 受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員へ提出する。
- (4) 気温の計測方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）を用いることを標準とする。
- なお、WBGT を用いる場合は、WBGT が 25℃ 以上となる日を真夏日とする。
- ただし、これによりがたい場合は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所以外の気象観測所で気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）に基づいた気象観測方法により得られた計測結果を用いることも可とする。
- (5) 受注者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。
- (6) 発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする。

$$\text{補正値（\%）} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数※}$$

※ 補正係数：1.2

13. 総価契約単価合意方式について（包括的単価個別合意方式）について

- （１）本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計金額や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）の対象工事である。
- （２）受発注者間の作成の上合意した単価合意書は、公表するものとする。

14. 共通仮設費率分の適切な設計変更について

- （１）本工事は、「共通仮設費（率分）のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）について、工事実施にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。  
運搬費：建設機械の運搬費  
準備費：伐開・除根・除草費
- （２）発注者は、契約締結後、共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。
- （３）受注者は、（２）により発注者から示された割合を参考にして、実績変更対象経費に係る費用の内訳について設計変更の協議ができるものとする。
- （４）受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する内訳書（以下「内訳書」という。）を作成するとともに、内訳書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- （５）受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては設計変更の対象としない。
- （６）発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、（４）の証明書類において妥当性が確認できた費用から「算定基準に基づき算出した額」を差し引いて算出した金額を設計変更の対象とする。
- （７）発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。
- （８）疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

15. １日未満で完了する作業の積算

- （１）本工事における１日未満で完了する作業の積算（以下、「１日未満積算基準」という。）は、変更積算のみに適用する。
- （２）受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、１日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。
- （３）同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せて１日作業となる場合には、１日未満積算基準は適用しない。

- (4) 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要となる根拠資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- (5) 災害復旧工事等で人工精算する場合や、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。

## 16. 情報化施工技術の活用について

### (1) 適用

本工事は、「情報化施工技術の活用ガイドライン」（農林水産省農村振興局整備部設計課）に基づき、情報通信技術の活用により生産性及び施工品質の向上を図るため、受注者の発議により、土工に関する起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理等の施工管理及びデータ納品の全て又は一部において、情報化施工技術を活用する「情報化施工技術活用工事」の対象工事（受注者希望型）である。

### (2) 協議・報告

受注者は、情報化施工技術の活用を希望する場合は、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による変更施工計画書の提出を含む。）までに発注者へ協議を行い、協議が整った場合、実施内容等について施工計画書に記載するものとする。

なお、情報化施工技術の活用を希望しない場合は、その旨発注者に報告するものとする。

### (3) 使用する機器・ソフトウェア

情報化施工技術を活用するに当たり使用する機器及びソフトウェアは、受注者が調達すること。また、施工に必要な施工データは、受注者が作成するものとする。使用する機器、ソフトウェア及びファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。

### (4) 貸与資料

3次元設計データの作成に必要な貸与資料は下表のとおりである。このほか必要な資料がある場合は、監督職員に報告し貸与を受けるものとする。

なお、貸与を受けた資料については、工事完成時までに監督職員へ返却しなければならない。

|   | 貸与資料                 | 備考 |
|---|----------------------|----|
| 1 | 西清水川排水路実施設計業務報告書     |    |
| 2 | 西清水川排水路横断工等実施設計業務報告書 |    |
| 3 | 図面の CAD データ          |    |

### (5) 確認及び検査

受注者は、監督職員が行う施工段階確認等や検査職員が行う完成検査等において施工管理データが組み込まれた出来形管理用 T S 等光波方式等を準備しなければならない。

(6) 電子納品

受注者は、情報化施工技術に係る資料について、「情報化施工技術の活用ガイドライン」に基づき、提出しなければならない。

(7) 情報化施工技術の活用に要する費用

- 1) 情報化施工技術活用工事に要する費用については、設計変更の対象とし、「情報化施工技術の活用ガイドライン」に基づき計上することとする。
- 2) 受注者は、発注者から依頼する歩掛、経費等の見積書提出に協力しなければならない。また、発注者の指示により歩掛調査等の調査を実施する場合には協力しなければならない。

第 16 章 定めなき事項

この仕様書に定めない事項又は本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

(別記様式1)

工 期 通 知 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

支出負担行為担当官

関東農政局長    〇〇   〇〇   様

住所

商号又は名称

氏名

印

次のとおり工期を定めたので通知します。

|           |                                                 |
|-----------|-------------------------------------------------|
| 工 事 名     | 〇〇〇〇工事                                          |
| 工 事 場 所   | 〇〇県〇〇市〇〇                                        |
| 契約予定年月日   | 令和    年    月    日                               |
| 工 事 の 始 期 | 令和    年    月    日                               |
| 工 期       | 工 事 の 始 期 から<br>(〇〇〇日間)<br>令和    年    月    日 まで |

※契約の締結までに提出すること。

※契約書には本通知書により通知した工期（工事の始期及び終期）を記載する。